

サービス管理責任者・児童発達管理責任者について

1.【重要！】経過措置期間の終了について

- 旧研修修了者は【**今年度中に**】実践研修（R5.11.28募集開始）か他都道府県の更新研修を受講する必要があります。

2.実践研修受講に係るOJT期間について

- 実践研修受講に必要な実務経験要件は2年間のOJTを積むことでしたが、例外的に6か月間のOJTでも受講可能となりました。

3.やむを得ない事由によるサビ管のみなし配置について

- 「やむを得ない事由」や必要な手続きを明示しました。

ホームページ掲載先

トップページ > 福祉・保健 > 障がい者 >

1.【重要！】経過措置期間の終了について

- 研修情報 > その他令和5年度開催 >
令和5年度サービス管理責任者等（児童発達支援管理責任者含む）研修について

2.実践研修受講に係るOJT期間について

- お知らせ（事業者用） > 通知文 >
サービス管理責任者等実践研修受講に係る県への届出について

3.やむを得ない事由によるサビ管のみなし配置について

- お知らせ（事業者用） > 通知文 >

各ページにそれぞれのリンクを貼っていますので、どのページからでも閲覧できます。

サービス管理責任者(以下、「サビ管」という。)の研修体系について

下線部は、別添「用語注釈」をご参照ください。

令和2年2月 長崎県障害福祉課作成

下記は[平成18年厚生労働省告示544号](指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等)について、記載したものの

今年度が経過措置期間の最終年度となっていますので、既にサビ管・児発管として勤務しており、更新研修や実践研修未受講者で、要件等心配な方(特に に該当する方)は、基礎研修修了日と相談支援部分修了者)+研修修了者となること

<p>実務経験を満たす予定の日まで2年以内である者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 + 基礎研修 15H</p>	<p>サビ管 標準 配置 必要 の 目 的 要</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (原則2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H ・基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>	<p>サビ管 配置</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に、サビ管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 ・実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 ・更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>
<p>平成31年3月31日において、旧サービス管理責任者または旧児童発達支援管理責任者研修(以下、「旧研修」という。)修了者である者(を除く)</p>	<p>令和6年3月31日までの間はサビ管として配置可能。 実務経験を満たしていること 「児童分野」修了者のサビ管配置はサビ管と児発管双方の実務経験必要</p>	<p>重要! 今年度(R5年度)中に更新研修が実践研修を受講しなければサビ管として配置できなくなります!!!</p>	<p>例外的に6か月とする場合は【原則事前に】届出が必要</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に、サビ管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>R5年度長崎県分は終了 他都道府県で受講が 実践研修を受講(へ)</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に、サビ管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 ・更新研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 ・更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>
<p>実務経験者が平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに基礎研修修了者となる者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 + 基礎研修 15H</p>	<p>サビ管 配置 可能</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (原則2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H ・基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に、サビ管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に、サビ管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 ・実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 ・更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>
<p>実務経験者が平成31年4月1日において、旧研修修了者であり、相談支援従事者初任者研修(講義部分)を受講していない者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 R3年度までは基礎研修修了者と同等となる。 R4年度以降は実践研修修了後、サビ管配置可能</p>	<p>サビ管 配置 可能</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (原則2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H ・基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に、サビ管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に、サビ管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 ・実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 ・更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>
<p>基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了</p>		<p>基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了</p>					

児童発達支援管理責任者(以下、「児発管」という。)の研修体系について

下線部は、別添「用語注釈」をご参照ください。

令和2年2月 長崎県障害福祉課作成

下記は[平成18年厚生労働省告示230号](障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの)について、記載したもの

今年度が経過措置期間の最終年度となっていますので、既にサビ管・児発管として勤務しており、更新研修や実践研修未受講者で、要件等心配な方(特にに該当する方)は、基礎研修修了日と相談支援(一部)部分修了者+更新研修修了者となること

<p>実務経験を満たす予定の日まで2年以内である者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 + 基礎研修 15H</p>	<p>個別支援計画の作成が可能 直接処遇職員でも個別支援計画原案の作成が可能</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (原則2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H 基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>	<p>児発管 配置</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に、児発管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>
<p>平成31年3月31日において、旧サービス管理責任者または旧児童発達支援管理責任者研修(以下、「旧研修」という。)修了者である者(を除く)</p>	<p>令和6年3月31日までの間は児発管として配置可能。 実務経験を満たしていること</p>	<p>重要! 今年度(R5年度)中に更新研修が実践研修を受講しなければ児発管として配置できなくなります!!!</p>	<p>例外的に6か月とする場合は【原則事前に】</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に、児発管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>R5年度長崎県分は終了 他都道府県で受講が 実践研修を受講()へ</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>	
<p>実務経験者が平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに基礎研修修了者となる者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 + 基礎研修 15H</p>	<p>児発管 配置可能</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (原則2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H 基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に、児発管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>	
<p>実務経験者が平成31年4月1日において、旧研修修了者であり、相談支援従事者初任者研修(講義部分)を受講していない者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 R3年度までは基礎研修修了者と同等となる。 R4年度以降は実践研修修了後、児発管配置可能</p>	<p>児発管 配置可能</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (原則2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H 基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に、児発管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>	

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④(OJT)**については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件④**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

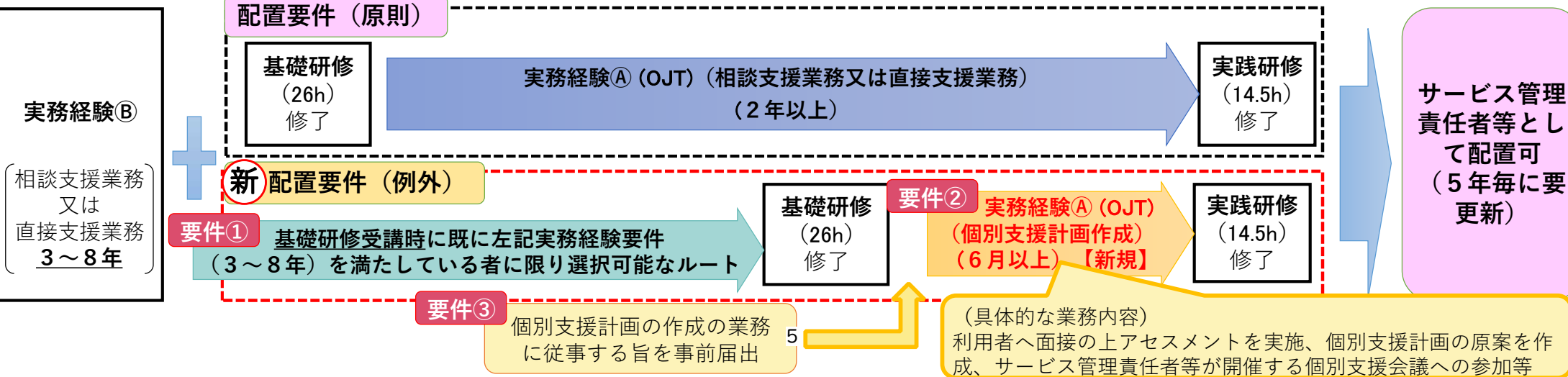
- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において**、**サービス管理責任者等とみなして従事し**、**個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

研修修了要件



相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている（又は予定）

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

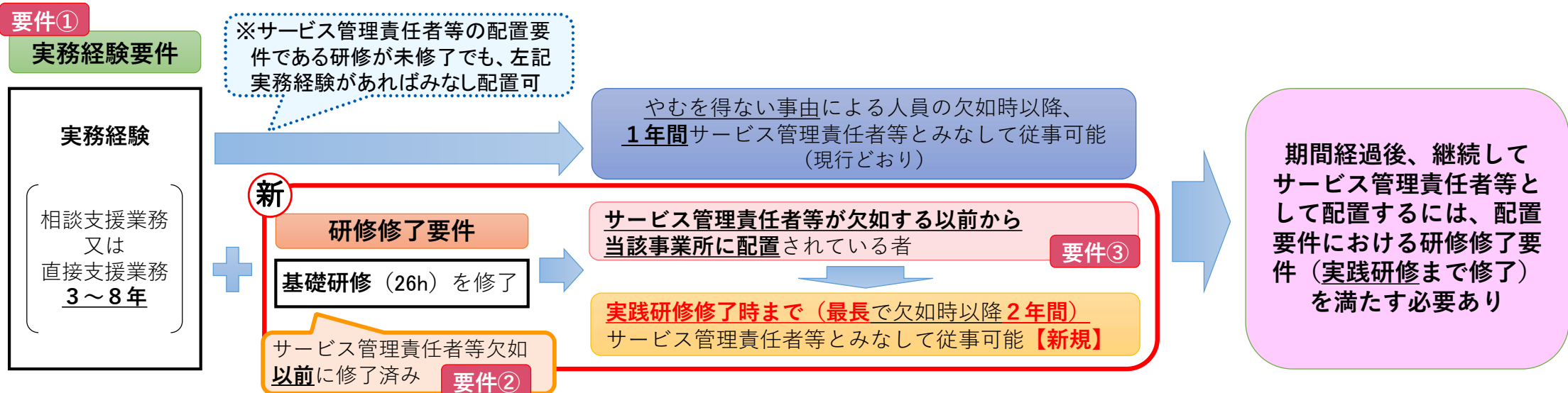
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由** (※) によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

(※) 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に**基礎研修を修了済み**である

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は**1年間**

はい

サービス管理責任者等の**欠如時以前から**
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は**1年間**

はい

実践研修修了時まで（**最長**で欠如時以降**2年間**）
みなし配置可能

事務連絡
令和5年3月31日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ & Aについて

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年2月28日付けで発出した事務連絡「サービス管理責任者等研修制度の取扱い等について」においてお示しした内容に関しまして、今般具体的な運用等の詳細について、現時点において考えられる内容について、別添のとおりお示しいたします。各都道府県・市町村におかれてはご了承いただくようお願いいたします。

なお、現在サービス管理責任者等研修制度に関する告示の改正作業中であること等から、別添の内容については今後変更となる可能性がありますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ & A

1. 実務経験 (OJT) について

(OJT 期間が「6月以上」とすることができる要件について)

問1 実践研修の受講要件である実務経験 (OJT) について、「6月以上」とすることができる対象者については、具体的にどのような者であるか。

(答) 以下のいずれの要件も満たす者である。

① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件 (相談支援業務又は直接支援業務3～8年) を満たしていること。

② 実践研修の受講要件である実務経験 (OJT) として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。

具体的には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 (以下「サービス管理責任者等」という。) の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等に従業者として配置を届け出ている者について、以下のいずれかの場合が該当する。

㊦ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務 (利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画 (モニタリング含む) ※) に従事する場合。

㊧ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者 (実務経験者) がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務 (利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付 (モニタリング含む) ※) に従事する場合。

㊨ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており (経過措置対象者)、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務 (上記㊧と同様) に従事する場合。

※ 具体的な業務内容については問4参照。なお、実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験については、OJT として行う趣旨で設けていることを踏まえ、(必要に応じて他の事業所等に協力を求めるなどして) サービス管理責任者等による助言・指導を受けた上で行われることが望ましい。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

<問1：要件①に関して>

(基礎研修修了後に実務経験者となった場合について)

問2 基礎研修については、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件として規定されている年数に2年満たない時点から受講できるが、基礎研修修了後にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たした場合、それ以降は、2年間の実務経験(OJT)ではなく、個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験(OJT)を満たして実践研修を受講することが可能か。

(答) できない。個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験(OJT)については、基礎研修受講開始時に実務経験者である者が対象となり、基礎研修受講開始時に実務経験者でない者は、実践研修の受講には相談支援業務又は直接支援業務の2年間の実務経験(OJT)が必要である。

(「基礎研修受講開始時」について)

問3 「基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている」とあるが、これは「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講時においても既に当該実務経験要件を満たしている必要があるか。

(答) 「サービス管理責任者等基礎研修」の受講開始時において既に実務経験要件を満たしていればよく、「相談支援従事者初任者研修講義部分」の受講開始時と実務経験要件を満たした時点の先後は問わない。

もともと、実践研修の受講要件である実務経験(OJT)については、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了し、修了証の交付を受けた時点から起算可能となる。

<問1：要件②に関して>

(OJTの業務の具体的内容について)

問4 「個別支援計画作成の業務に従事する」とあるが、具体的に対象となる業務はどのようなものか。

(答) 個別支援計画の作成の業務とは、以下の業務をいう。

- ① 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第58条第2～3項等 参照)
 - ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第58条第4項等 参照)
 - ③ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等 参照)
- ※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
- ④ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等 参照)
 - ⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ等 参照)

(OJTの業務の頻度等について)

問5 「個別支援計画の作成の業務」については、どれくらいの回数を行っている必要があるか。期間の算定についてはどのように行うべきか。

(答) この実務経験(OJT)は、サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。

(なお、個別支援計画の見直しについては、少なくとも6月に1回以上行うことが指定基準上定められている)

また、実務経験(OJT)に係る期間(勤務日数)の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえない。

(基礎研修修了者が OJT として個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱いについて)

問6 サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者に個別支援計画の原案の作成までの業務を担わせる場合、当該基礎研修修了者の人員配置上の取扱いはどのようになるか。例えば、生活支援員として配置したまま当該業務を担わせることが可能か。

(答) それぞれ以下のとおりである。

① 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすため(※)にサービス管理責任者等として配置する場合利用者に対するサービス提供に支障がない場合に限り、生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であるが、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入できないことに留意が必要である。

※ サービス管理責任者等を2人以上配置する必要がある事業所(利用者数が61人以上(共同生活援助及び自立生活援助は31人以上))において、サービス管理責任者等が1人配置されている場合、残りの人員は基礎研修修了者を配置することで基準を満たしているものとみなされる。

② 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合

生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であり、かつ、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入して差しつかえない。

<問1：要件②及び③に関して>

(実務経験 (OJT) の確認方法等について)

問7 実践研修の受講にあたって必要となる実務経験 (OJT) の確認及び「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出について、どのように行えばよいか。

(答) 実務経験 (OJT) の確認については、実務経験証明書等により確認することが考えられるが、「個別支援計画作成の業務」については、同業務に従事していることが当該実務経験証明書等に合わせて記載されているもので確認することを想定している。

また、「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出については、実践研修受講開始時までの間に、人員体制届出等において該当する者が個別支援計画 (原案を含む) の作成の業務に従事する旨を明示する必要があるものとする。(※)

※ 実践研修受講開始時までの間であれば時期は問わないが、届出に係る事務負担の軽減の観点から、人員体制届出の際にあわせて行うことが考えられる。

具体的には、基礎研修修了者として配置され、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を担う場合は、備考欄等にその旨を記載することを要するものとする。

当該届出内容の確認については、研修受講者が研修の実施主体に対し、当該届出の写し等を提出すること等により行うことが考えられる。

なお、実務経験 (OJT) について、「個別支援計画作成の業務」に6月以上従事することで満たす意向の者については、問1における要件①のとおり、基礎研修受講開始日において実務経験者である必要があることから、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験年数 (3～8年) を満たすに至った時期が基礎研修受講開始日以前かについても合わせて確認が必要である。

2. やむを得ない事由による措置について

(やむを得ない事由によるみなし配置期間が拡大される要件について)

問8 本改正により、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置される者について、一定の要件を満たした場合、実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間）みなし配置が可能となるが、具体的な要件は何か。

(答) 以下のいずれの要件も満たす者であることが必要である。

- ① 実務経験要件（相談支援業務または直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修修了者（※）となっている。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前から引き続き当該事業所に配置されている。

※ 「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了している必要がある。

<問8：要件②に関して>

(みなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合について)

問9 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いた事業所等において、基礎研修修了者でない実務経験者をサービス管理責任者等としてみなして配置したが、その後、みなし期間中に当該者が基礎研修修了者となった場合、みなし配置期間は2年間となるか。

(答) ならない。サービス管理責任者等としてみなして配置した者が、そのみなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合は、元々のみなし期間の起算点から1年間のみみなして配置可能である。

(やむを得ない事由について)

問10 やむを得ない事由については、どういう場合が該当するのか。

(答) サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合である。なお、当該判断については、指定権者である自治体が個別の状況を踏まえて適切に判断すること。

3. 本改正施行前に係る取扱いについて

(本改正施行前における実務経験 (0JT) の算入可否について)

問 11 本改正施行前において、例えば令和4年9月に実務経験者となった上で、同年10月に基礎研修修了者となり、その後同月から6ヶ月間「個別支援計画の作成の業務」に従事していたが、その場合、本改正施行日以降直ちに実践研修を受講することが可能か。

(答) 本改正施行前の従事であっても、実務経験者となり、その後基礎研修修了者となった後の期間であれば、実務経験 (0JT) の期間に算入して差しつかえないため、設問の場合については可能である。

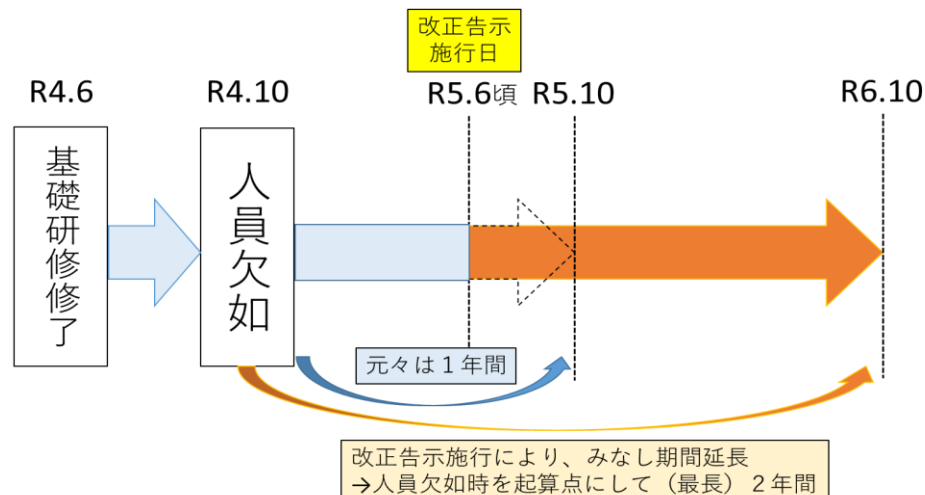
(本改正施行前よりみなし配置されていた場合について)

問 12 本改正施行前よりやむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置されている者であって、本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合については、本改正施行により、みなし配置期間が実践研修を修了するまでの間 (最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間) となるか。

(答) 本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合は、施行日以降、実践研修を修了するまでの間 (サービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間に限る。) みなし配置可能である。

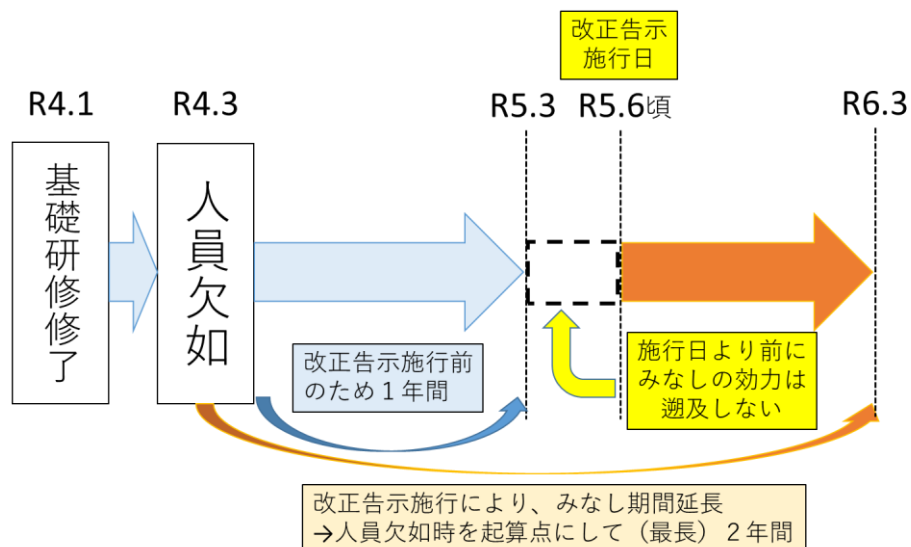
具体的には以下のとおり。

(例①) 令和4年 6月 基礎研修 (相談支援従事者初任者研修講義部分含む) 修了
 令和4年 10月 サービス管理責任者等欠如
 みなし配置開始 (令和5年9月まで可)
 令和5年 6月頃 改正告示施行
 →みなしサービス管理責任者等について、
 実践研修修了時 (最長で令和6年9月)
 までみなし配置期間継続



- (例②) 令和4年 1月 基礎研修（相談支援従事者初任者研修講義部分含む）修了
- 令和4年 3月 サービス管理責任者等欠如
みなし配置開始（令和5年2月まで可）
- 令和5年 3月 みなし配置期間終了
サービス管理責任者等欠如
- 令和5年 5月 人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定開始
- 令和5年 6月頃 改正告示施行
→令和5年2月までみなしサービス管理責任者等であった者について、令和5年7月以降、実践研修修了時（最長で令和6年2月）までみなし配置期間再開
- 令和5年 7月 人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定終了

※人員欠如減算の算定開始、終了月については、届出時期等によって変動しうることに注意。



各障害福祉サービス等運営法人 代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

サービス管理責任者等実践研修受講に係る県への届出について

日頃から、本県障害福祉施策の推進にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）」については、本年6月30日に改正、同日適用されたところです。

令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としていたところ、当該改正により、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実務経験（OJT）として、障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とすることが可能となったところですが、その要件及び届出方法について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 実践研修受講に係る実務経験を「6月以上」とする要件

以下（1）～（3）をすべて満たすこと。

- （1）サービス管理責任者等基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験を満たしていること。
- （2）障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事していること。
- （3）上記業務に従事することについて、指定権者へ届出を行っていること。

2. 県への届出について

（1）必要書類

- ・実務経験に係る届出書
- ・実務経験証明書（基礎研修修了時点で配置要件を満たすことが確認できるもの）
- ・サービス管理責任者等基礎研修修了証の写し
- ・相談支援従事者初任者研修修了証の写し
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・返信用封筒（84円切手を同封）

(2) 届出方法

- ・ (1) の必要書類を県障害福祉課あて郵送ください。
 - ・ 要件を満たすことが確認でき次第、受付印を押印した届出書を返信します。
- ※受付印を押印した届出書については、実践研修の受講要件を満たすことを証明するものとなりますので、適切に保管いただきますようお願いいたします。

(3) その他

- ・ 要件等の詳細につきましては、令和5年3月31日付厚生労働省事務連絡「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ & Aについて」をご確認ください。
- ・ 届出先は各指定権者となります（実務経験（OJT）を満たした事業所と現在勤務している事業の指定権者が異なる場合については、実務経験（OJT）を満たした事業所の指定権者へ届出ください）。

〒850-8570
長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県障害福祉課
TEL:095-895-2455
FAX:095-823-5082

実務経験に係る届出書 (サービス管理責任者等実践研修 実務経験6か月短縮用)

年 月 日

指定権者 様

受付印

法人所在地
法人名称
代表者氏名
電話番号
担当者

印

下記の者の個別支援計画作成等業務に係る実務経験について以下のとおり届け出ます。

フリガナ		生年月日
氏名		年 月 日
施設又は事業所名	サービスの種類	
	事業所番号	
サービス管理責任者等の配置状況 (A) 該当箇所に○	(A)が又はの場合、(B)の～の全ての業務に従事している必要があります。実施回数は(B)の～の全てを行って、「1回」とカウントすることができます。	
		サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事している。
		サービス管理責任者等を2名以上配置する必要がある事業所において、2人目以降のサービス管理責任者等として従事している。
	(A)が又はの場合、(B)の～の全ての業務に従事している必要があります。実施回数は(B)の～の全てを行って、「1回」とカウントすることができます。	
		やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事している。みなし配置は別途指定権者への届出が必要です。
個別支援計画作成の業務内容 (B) 該当箇所に○ 複数選択可		令和3年度末までに基礎研修修了者となり、サービス管理責任者等とみなして従事している。
		利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
		アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
		個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等からの意見を求める。(サービス管理責任者等のもとで業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画する。)
		上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。
サビ管基礎研修修了日(C)		年 月 日
相談支援従事者初任者研修修了日(D)		年 月 日
業務期間	(C)と(D)を比較しいずれか遅い日から、実践研修開始日までの間に、個別支援計画作成の業務を行う期間を記入してください。6か月未満の方は実践研修を受講することはできません。	
	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 か月勤務)	
個別支援計画の作成の一連の業務の実施回数	少なくとも概ね計10回以上行う必要があります。	
	回	
この様式は、実践研修受講申込の約2週間前までに、指定権者へ提出してください。審査後受付印を押印したものを返送します。本証明書は、指定研修事業者が受講要件を確認する際の証明になりますので適切に保管してください。		

この様式は、サービス管理責任者等実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験「2年以上」を「6か月以上」に短縮する方が県に届け出る書類です。(1)～(3)全てを満たす方はサービス管理責任者等基礎研修修了後の実務経験が6か月以上でサービス管理責任者等実践研修を受講することができます。

- (1) 基礎研修受講開始日に既にサービス管理責任者等の配置に関する実務経験要件を満たしていること。
- (2) 個別支援計画作成の業務に従事していること。
- (3) 本様式で個別支援計画作成の業務に従事していることについて県に届け出ること。

【添付資料】

- ・実務経験証明書（基礎研修修了時点で配置要件を満たすことが確認できるもの）
- ・サービス管理責任者等基礎研修修了証の写し
- ・相談支援従事者初任者研修修了証の写し
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・返信用封筒（84円切手を同封）

【留意事項】

本届出書記載内容に相違がないことを確認するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管し、担当部局から求めがあった場合には、速やかに確認資料等を提出してください。本届出書へ虚偽記載等の不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消の可能性あります。

県指定障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

やむを得ない事由によりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が
欠如した場合の取扱いについて

日頃から、本県障害福祉施策の推進にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）」については、本年6月30日に改正、同日適用されたところです。

当該改正により、やむを得ない事由によりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）が欠けた事業所について、欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であったところ、これに加えて、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）サービス管理責任者等とみなして配置可能となりましたが、その要件及び手続方法について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. やむを得ない事由

下記のような事業所の責に帰さない事由により欠如した場合（1）であって、かつ、後任のサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合（2）に、やむを得ない事由として適用します。

なお、サービス管理責任者等の欠如が生じないための取組に努め、それでもなお欠如となる場合に限り、やむを得ない事由として認めることとします。

（1） 事業所の責に帰さない事由により欠如した場合

- ・ サービス管理責任者等が死亡、失踪した場合
- ・ サービス管理責任者等が病気や怪我などにより急遽休職・退職した場合
- ・ その他欠如を事前に予期できなかった場合

（2） 後任のサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合

- ・ 法人内の異動によっても配置が困難な場合、かつ、求人等で募集しても採用に至らない場合

※法人の人事異動や定年退職など事前に事業所（法人）が把握して対応が可能であったものについては、サービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合には認められません。

2. サービス管理責任者等とみなして配置できる従業者

下記の（１）又は（２）の要件を満たす者

要件	配置可能期間
（１）実務経験要件（３～８年）を満たしている者	欠如した日から１年間
（２）以下の３点をすべて満たす者 ①実務経験要件（３～８年）を満たしていること ②欠如となった日以前に、既に相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサビ管等基礎研修を修了済であること ③欠如となった日以前から、当該事業所の従業者として配置されていること	欠如した日から実践研修を修了するまでの間 （最長で欠如した日から２年間）

3. 県への協議及び届出について

（１）手続きの流れ

- ① 欠如が発生することが判明した場合、速やかに県障害福祉課へ連絡すること。その際、みなし配置予定者の要件を確認し、速やかに求人を出すこと。
- ② 求人から１か月経過後、（２）の必要書類を郵送にて県障害福祉課へ提出し協議すること。
 ※適正な協議書を受領してから１０日以内（土曜・日曜・祝日を除く。）に、県障害福祉課から配置の可否を回答します。
- ③ 県障害福祉課からの回答後、１０日以内に変更届出書を提出すること。
 ※適正な変更届を受領してから、県障害福祉課から受理通知を送付します。
- ④ 求人の状況、サービス管理責任者等関係研修の受講状況、みなし配置期間経過後の対応等について随時報告すること。

（２）必要書類

- ・ 協議書（サービス管理責任者等の欠如に伴うみなし配置について）
 - ・ 退職（休職）等の事実がわかる書類
 - ・ 求人票の写し
 - ・ みなし配置予定者の実務経験証明書（※）、国家資格者または有資格者として配置要件を満たす場合資格証の写し、研修修了証の写し
 - ・ 直近の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧
- ※配置に係る実務経験を満たしていることや欠如となった日から当該事業所の従業者であることがわかる実務経験証明書を提出してください。

（３）その他

要件等の詳細につきましては、令和５年３月３１日付厚生労働省事務連絡「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するＱ＆Ａについて」をご確認ください。

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
 長崎県障害福祉課
 TEL:095-895-2455

協議書（サービス管理責任者の欠如に伴うみなし配置について）

年 月 日

長崎県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者氏名
電話番号
担当者

当法人において、やむを得ない事由によりサービス管理責任者を欠いた事業所について、実務経験等を有する者をみなし配置したいので協議します。

1. 事業所の概要

事業所名			
事業所番号		サービス種別	

2. 退職（休職）する職員の情報

職種			
氏名		生年月日	年 月 日
退職（休職）予告日	年 月 日		
退職（休職）日 ・サビ管欠如日	年 月 日		
理由			

3. 欠如までの経緯・判明後の対応

法人内異動の検討状況 該当箇所に○		法人内の人事異動を検討したが、当該事業所に配置できるサビ管がない。 法人内で指定を受けている事業所は1箇所のみであり、他にサビ管がない。
求人開始日	求人は協議の日までに1か月以上行っている必要があります。 年 月 日	
応募状況		
今後の対応等		

4. みなし配置予定の従業者

みなし配置予定期間	選択してください	配置予定日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日
実務経験	相談支援又は直接支援の実務経験が3～8年あること。 選択してください		
現在の配置状況	みなし配置予定期間が2年の場合、欠如日以前から当該事業所に勤務していること。 勤務している事業所名 当該事業所での勤務開始日 年 月 日		
サビ管基礎研修	みなし配置予定期間が2年の場合、欠如した時点で修了していること。 年 月 日 修了 ・ 受講予定		
相談支援従事者初任者研修講義部分	みなし配置予定期間が2年の場合、欠如した時点で修了していること。 年 月 日 修了 ・ 受講予定		

5. 提出書類 添付して回してください。

退職（休職）の事実がわかる書類、 求人票の写し
実務経験証明書、 資格証の写し（国家資格者または有資格者）、 研修修了証の写し、
直近の勤務体制一覧表

以下、長崎県記入欄（適正な協議書を受理してから10日以内（土日祝除く。）に下記により回答します。）

- ・ 回答日：
- ・ サビ管欠如に伴うサビ管みなし配置を、 認める・認めない
- ・ みなし配置の期間は欠如した日から、 1年間・2年間
- ・ 配置期間： 年 月 日（回答日） から 年 月 日

◆令和5年度 研修予定表◆

【ホームページ掲載日】

令和5年5月29日現在

研修名／開催年月日		会場（集合型研修）	募集定員	受講料	募集開始予定	申込期限	申込受理通知発送予定	【受講決定通知】メール配信予定	
サービス管理責任者等【更新】研修（長崎県指定）※受講は1日間									
講義 演習	令和5年 ①7月21日（金）	①～④のいずれか	アルカディア大村	600名 （各回150名）	20,000円	令和5年5月29日（月）	令和5年6月12日（月）	令和5年6月23日（金）	令和5年7月14日（金）
	②7月26日（水）								
	③8月4日（金）								
	④8月10日（木）								
サービス管理責任者等【基礎】研修（長崎県指定）※受講は、講義1日、演習1日の計2日間									
講義	令和5年 11月2日（木）	全員参加	アルカディア大村	240名 （演習各60名）	20,000円	令和5年9月4日（月）	令和5年9月19日（火）	令和5年10月3日（火）	令和5年10月25日（水）
演習	①11月10日（金）	①～④のいずれか							
	②11月13日（月）								
	③11月14日（火）								
	④11月22日（水）								
サービス管理責任者等【実践】研修（長崎県指定）※受講は、講義・演習の計2日間									
講義 演習	令和6年 ①1月25日（木）～1月26日（金）	①～②のいずれか	アルカディア大村	240名 （各回120名）	20,000円	令和5年11月28日（火）	令和5年12月11日（月）	令和5年12月27日（水）	令和6年1月17日（水）
	②2月1日（木）～2月2日（金）								
強度行動障害支援者養成研修【基礎】研修（長崎県指定）※受講は、講義・演習の計2日間									
講義 演習	令和5年 ①9月21日（木）～9月22日（金）	①～②のいずれか	アルカディア大村／ 長崎県総合福祉センター	240名 （各回120名）	15,000円	令和5年7月24日（月）	令和5年8月7日（月）	令和5年8月21日（月）	令和5年9月11日（月）
	②9月28日（木）～9月29日（金）								
強度行動障害支援者養成研修【実践】研修（長崎県指定）※受講は、講義・演習の計2日間									
講義 演習	令和5年 ①12月12日（火）～12月13日（水）	①～②のいずれか	アルカディア大村／ 長崎県総合福祉センター	120名 （各回60名）	15,000円	令和5年10月13日（金）	令和5年10月27日（金）	令和5年11月9日（木）	令和5年12月4日（月）
	②12月19日（火）～12月20日（水）								
強度行動障害支援者フォローアップ研修（長崎県委託事業）※受講は1日間									
令和6年2月13日（火）		アルカディア大村	70名	なし	令和5年12月14日（木）	令和5年12月28日（木）	令和6年1月16日（火）	令和6年2月5日（月）	
障がい児者支援施設職員初任者研修（協会主催）※受講は2日間									
令和5年6月15日（木）～6月16日（金）		出島メッセ長崎	100名	会 員10,000円 非会員14,000円	令和5年4月17日（月）	令和5年5月1日（月）	令和5年5月16日（火）	令和5年6月7日（水）	
障がい児者支援施設中堅職員研修（協会主催）※受講は2日間									
令和5年9月14日（木）～9月15日（金）		長崎県総合福祉センター	100名	会 員10,000円 非会員14,000円	令和5年7月18日（火）	令和5年7月31日（月）	令和5年8月15日（火）	令和5年9月6日（水）	

＜＜強度行動障害支援者養成研修＞＞

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）とは入所、通所、居宅、相談等、強度行動障害者の障害福祉サービスに携わるあらゆる職員を対象に、今後、従事者として身に付けるべく「基礎的な知識」と「初歩的な支援計画の立案方法」を学ぶ場です。

＜＜サービス管理責任者等基礎研修＞＞ ※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格については、相談支援従事者初任者研修の前期講義2日間（長崎県障害者社会参加推進センター実施）のご受講も必須となります。

障がい者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律の適正かつ円滑な運営に資するためのサービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理者の育成を図ることを目的とする。

＜＜障がい児者支援施設職員初任者研修＞＞

障がい者支援に必要な制度・歴史、利用者支援への知識・技能を深め、利用者への支援の理解を深めることを目的とする。

＜＜障がい児者支援施設中堅職員研修＞＞

事務所の中堅職員として障がい者支援に必要な法律及び制度の理解、利用者支援の知識・技能をさらに深めることを目的とする。また中堅職員としての役割を理解しながら、初任者への指導及び事業所のファシリテーターとしての役割を担える技能等を学ぶ。

★申込についての補足事項★*研修予定につきましては今後変更になる可能性もありますのでご了承ください。